

第17号の2様式（第54条の2関係）

### 冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事	令和4年 6月 22日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 千葉県浦安市美浜1丁目9番1号	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社ブライトンコーポレーション 代表取締役 安田 努

前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを 使用した第一種特定製品 の台数等	第一種特定製品の種類	前年度							
		年度当初の 保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の 保有台数				
	エアコンディショナー	269 台	1 台	0 台	269 台				
	冷蔵機器及び冷凍機器	164 台	3 台	0 台	164 台				
前年度に第一種特定製品 に充填及び回収を行った 冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量					
	エアコンディショナー	1.0	キログラム	1.0	キログラム				
	冷蔵機器及び冷凍機器	4.9	キログラム	0.3	キログラム				
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための冷媒 用代替フロン使用機器 の管理体制	使 用 時	点検表を作成し、それに基づき定められた期間毎に点検を実施している。							
	廃 棄 時	登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に廃棄依頼を行う。							
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための取組 の実施状況	使 用 時	冷蔵機器や冷凍機器は、定められた時間毎に庫内温度を確認し、漏えいの早期発見に努めた。							
	廃 棄 時	充填回収業者から破壊証明書の回付や進捗状況を確認する。							
ノンフロン製品又は地 球温暖化係数が低い冷 媒の製品の導入方針	更新する際は、ノンフロン製品や地球温暖化係数の低い冷媒を使用した機器を導入する。								
特記事項									

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。